平成２３年（フ）第３９５号
和歌山市中之島1670番地
債務者　早川　克美
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３９６号
和歌山市中之島1670番地
債務者　早川　　正
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３９８号
和歌山県岩出市金屋268番地の24
債務者　前田　英幸
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３９９号
和歌山市太田68番地の13
債務者　中脇　光宏
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４００号
和歌山県海南市小野田200番地３
債務者　川島あけみ
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４０１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字高田749番地
債務者　川崎　あい
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４０３号
和歌山県橋本市市脇５丁目２番３号
債務者　野中　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８号
山口県周南市城ヶ丘３丁目11番７―406号
債務者　髙﨑三樹夫
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６４号
山口県岩国市麻里布町３丁目21番13―702号
債務者　横井　　明
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第８１号
山口県岩国市尾津町１丁目13番27号
債務者　岩本　博正
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第８２号
山口県岩国市尾津町１丁目13番27号
債務者　岩本　秋子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２５号
長崎県対馬市厳原町宮谷110番地、前住所福岡県北九州市小倉南区守恒２丁目12番８号
債務者　中山　和明
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
青森市久須志２丁目12番７号
債務者　成田　武夫
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７１号
愛知県半田市港本町４丁目27番地の２
債務者　嶋田真寿美
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４６号
神戸市須磨区大田町４丁目４番13号　神宿イシカワハイツ102号、従前の住所神戸市東灘区甲南町４丁目１番18号
債務者　沖田　高志
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８９８号
名古屋市天白区原３丁目402番地の１　ラ・キャッスル21原Ⅱ503号
債務者　多々　晃史
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８９９号
名古屋市天白区原３丁目402番地の１　ラ・キャッスル21原Ⅱ503号
債務者　多々　享子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６３号
名古屋市名東区香南２丁目612番地の１
債務者　川井久美子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部